

雑誌スポンサーお申込みに関する確認票

会社（団体）名		
ご連絡先	住所	〒
	電話番号	()
	FAX番号	()
	Eメール	
ご担当者氏名		
図書館ホームページへの掲載の可否		図書館ホームページに、広告を掲出する雑誌名と企業（団体）名の掲載を（希望する ・ 希望しない）＊どちらかに○

スポンサーとしての要件（要綱第4条関係）に係る以下の事項についてお読みいただき、各項目のとおりであれば☒（チェック）をお願いいたします。

- ☐ 民事再生法による再生又は更生手続き中ではない。
- ☐ 相模原市の入札参加資格において指名停止措置を受けていない。
- ☐ 神奈川県及び相模原市の定める暴力団排除関連の条例（裏面参照）に抵触する事実はない。
- ☐ 相模原市税を滞納していない。

上記に、相違ありません。

年 月 日

会社（団体）名 _____

代表者氏名（自署） _____

【説明】

*相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員：

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

*相模原市暴力団排除条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等：

法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

*相模原市市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等：

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

*神奈川県暴力団排除条例第23条第1項の違反事項：

(利益供与等の禁止) 第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

*神奈川県暴力団排除条例第23条第2項の違反事項：

- 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。